

令和 7 年度

帯広市地域自立支援協議会 について

令和7年4月24日 帯広市地域自立支援協議会 事務局

目次

- 1 自立支援協議会とは？
- 2 組織図
- 3 各会議の役割など
- 4 会議間の連携イメージ図
- 5 部会・運営会議・事務局会議・全体会の役割と関係

1 自立支援協議会とは？

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、帯広市地域自立支援協議会を設置する。

帯広市地域自立支援協議会では、障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言等の必要な支援を効果的に実施するために、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2

1 自立支援協議会とは？

もう少しわかりやすく・・・

障害のある人が地域で暮らし続けるためにはどうしたら良いか、関係者が集まり
官民協働で考える場

帯広市地域自立支援協議会は、民間が行政に要望や陳情をする場ではなく、行政と民間が対等な関係で、障害のある人もない人も平等に暮らせる地域づくりを検討する場としています。

官民がお互いを尊重し合い、地域の課題を共有し、力を合わせて解決を図る官民協働を基本としています。

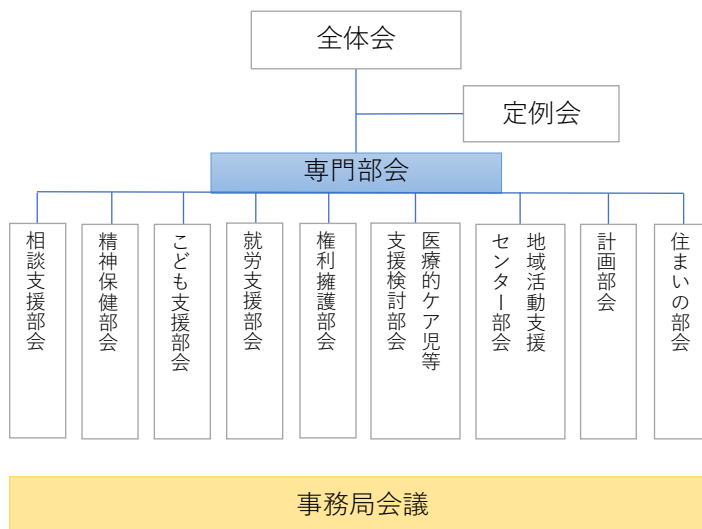
そのためには、参加者が抱えるケースや地域の課題を参加者全員が自らの課題として受け止め、ともに解決しよう、自分のところでは何ができるのか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していくことが必要です。

協議会は、住民個々人の困り事や様々な意見が出される場であることから、参加者には守秘義務があります。



3

2 組織図



4

3 各会議の役割など

(帯広市地域自立支援協議会会議及び部会設置運営基準)

(1) 全体会

会長、副会長、部会長又は代理等(最大2名)、事務局(帯広市、十勝障がい者総合相談支援センター)を参集範囲として、年1回以上開催する。

※取り組み報告、会長・副会長の選任や部会新設の承認等決定機関とする。

(2) 定例会

関係機関の連携強化、地域の課題及び情報の共有、障害福祉サービス等従事者の資質の向上等を目的として随時開催する。

※テーマによっては市民(当事者)含め誰でも参加可能とする。

(3) 事務局会議

会長、副会長、事務局で構成。全体会・定例会の企画立案、各会議の情報共有及び課題の把握・整理、全体会へ諮る、部会へ取り組みを促す等の判断、協議会の運営スケジュールの管理等を行う。

(4) 運営会議

各会議の企画立案を行う。

全体会・定例会は事務局会議のメンバーにより構成される。

各部会は部会長・副部会長等及び事務局員により構成される。

5

3 各会議の役割など

(帯広市地域自立支援協議会会議及び部会設置運営基準)

(5) 部会

① 相談支援部会

個別に検討が必要な事案の課題解決に向けた協議、地域課題の抽出、相談支援従事者等の資質向上を図るための取組み

※関係者：相談支援事業者等

② 精神保健部会

関係機関の連携強化、地域の課題及び情報の共有、障害福祉サービス等従事者の資質の向上等、個別に検討が必要な事案について、適切な支援のあり方の協議、調整を行うとともに相談支援従事者等の資質向上を図るための取組み

※関係者：精神に関わる医療保健福祉等

③ こども支援部会

関係機関の連携強化、地域の課題及び情報の共有、障害福祉サービス等従事者の資質の向上等を図るための取組み

※関係者：児童に関わる福祉（保育）、幼稚園、教育、医療関係者等

6

3 各会議の役割など

(帯広市地域自立支援協議会会議及び部会設置運営基準)

④ 就労支援部会

関係機関の連携強化、一般就労及び就労支援事業所における支援のあり方と地域課題の協議及び情報の共有、障害者の就労支援に係る障害福祉サービス従事者の資質向上を図るための取組み

※関係者：就労支援事業所、企業、相談支援事業所等

⑤ 権利擁護部会

帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準に規定する取組事項の協議

※関係者：帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準に定める構成員

⑥ 医療的ケア児等支援検討部会

医療的ケア児者、重症心身障害児者及びその家族の支援に係る協議と情報共有

※関係者：医療的ケア児者に関わる医療、福祉、教育、行政関係者等

7

3 各会議の役割など

(帯広市地域自立支援協議会会議及び部会設置運営基準)

⑦ 地域活動支援センター部会

地域活動支援センターの役割や運営に係る協議、情報交換等

※関係者：市内地域活動支援センター

⑧ 計画部会

帯広市障害者共生まちづくりプランの策定・進捗状況の確認等、地域生活支援拠点等の評価・検証

※関係者：各部会等より委任

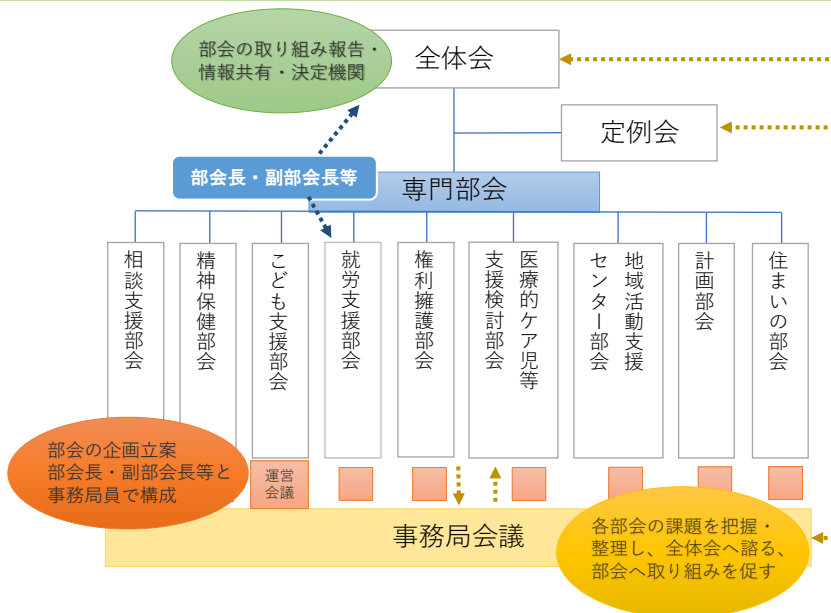
⑨ 住まいの部会

関係機関の連携強化、地域課題及び情報の共有、障害福祉サービス等従事者の資質の向上等を図るための取組み。

※関係者：グループホーム・一般下宿、入所施設、居住支援関係者等

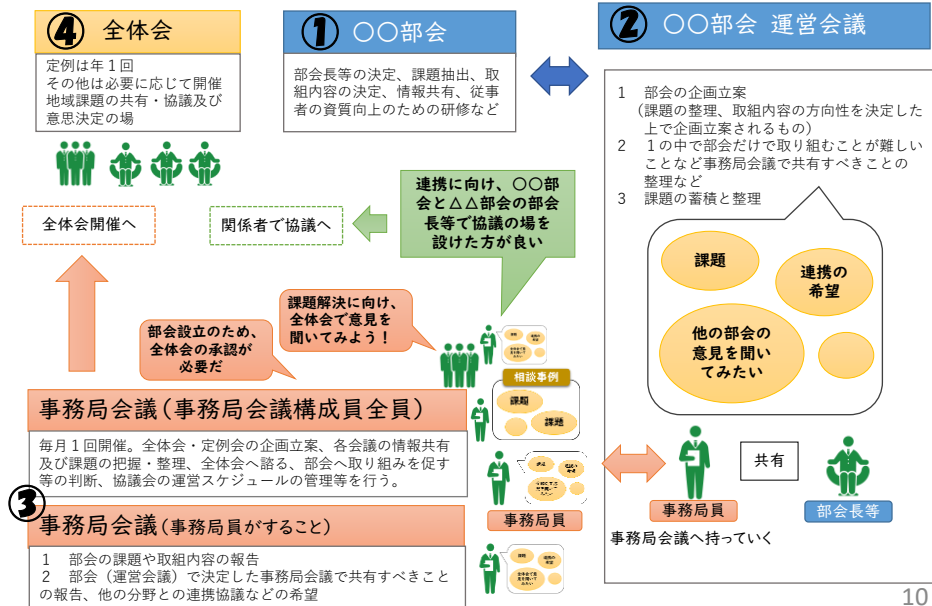
8

4 会議間の連携イメージ図



9

5 部会・運営会議・事務局会議・全体会の役割と関係



5 部会・運営会議・事務局会議・全体会の役割と関係

